各都道府県下水道担当部長 様 各政令指定都市下水道担当局長 様

> 国土交通省都市·地域整備局下水道部 下水道企画課下水道管理指導室長

「公共サービス改革基本方針」の改定について(通知)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)に基づき、平成19年10月26日に「公共サービス改革基本方針」(平成18年9月5日閣議決定)の一部(別表)の改定が閣議決定され、別添のとおり下水道関連施設の維持管理業務に関する記載が追加されたところです。

公共サービス改革法の趣旨は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施することにあります。また、公共サービス改革法に基づく官民競争入札又は民間競争入札の対象となる地方公共団体の業務は、公共サービス改革法第五章第二節に定められている特定公共サービスに限られるとともに、競争の導入による公共サービスの改革の実施は、地方公共団体の判断に基づくものとされているところです。

下水道関連施設の維持管理業務に係る留意事項については、下記のとおりですので、下水道の維持管理業務の実施にあたり、遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管内市町村(政令指定都市を除く)へも周知方お願いします。

なお、今回の通知は、公共サービス改革基本方針の別表「5.公物管理関連業務」の「(3) 下水道関連施設の維持管理業務」に関する記載のうち、①に関するものであり、②及び③に 関しては、別途、調査、検討のうえ、周知する予定であることを申し添えます。

記

下水処理場等の維持管理における包括的民間委託については、従来から、平成16年3月30日付け国都下管第10号「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について(下水道管理指導室長通知)」等により推進してきたところであり、その取り組みも徐々に広がりつつあるところです。

下水道の適切な維持管理にあたっては、その質を確保し、効率的な取り組みを進めていくことが必要であり、その観点から、民間の創意工夫を活かす包括的民間委託の取り組み

は重要であり、積極的な取り組みが期待されるところです。

また、包括的民間委託の実施にあたり、維持管理業務の質を確保するためには、下水道管理者は、受託業者が実施する維持管理の目標を定め、その実施状況を把握、評価する取り組みも肝要であり、その際、下水道の維持管理サービスに係る業務指標(PI)を用いることも考えられるところであります。なお、業務指標については、平成19年3月に(社)日本下水道協会により、「下水道維持管理サービス向上のためのガイドライン(2007年版)」が策定されているので、参考にされるようお願いします。

下水道関連施設の維持管理業務は地方公共団体の事務であり、また、公共サービス改革法に規定する特定公共サービスには該当しませんが、今般、公共サービス改革基本方針の別表に追加された別添記載の趣旨は、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、上述のように、国土交通省として各地方公共団体に包括的民間委託の実施について周知する措置を講ずることとされたものです。

以上の点を踏まえ、各地方公共団体におかれては、公共サービスの受益者である住民の 立場に立って、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から、下水処理場等 の包括的な民間委託の実施について積極的に検討されるようお願いします。

以 上

「公共サービス改革基本方針」(抄)

平成19年10月26日(閣議決定)

第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項に関する措置については、別表に 基づき、計画的かつ着実に実施する。

別表に盛り込まれた措置に関する進捗状況については、監理委員会が把握し、必要に 応じ適切に関与するものとする。

(別表)

5. 公物管理関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
	〇 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)に基づき地方公共団	
	体が実施する下水道施設の維持管理業務について、法の趣旨	
	を踏まえ、各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託	
	が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、	
	以下の措置を講じる。	
	① 地方公共団体に対し、下水処理場等の包括的な民間委託	
	の実施の必要性について改めて周知するとともに、その実施	
(3)下水道関連	に当たっては、より透明性・競争性を高め、民間事業者の創	国土交通省
施設の維持管理	意工夫を活かす観点から、下水道の維持管理サービスに係る	
業務	業務指標(PI)を用いて要求水準を設定する契約手法が可能	
	であることなどを周知する(平成 19 年度)。	
	② 管路施設の維持管理業務について、民間の創意工夫を活	
	用した包括的な民間委託のあり方に関する検討会を設け、平	
	成 20 年度中を目途に結論を得て公表する。	
	③ 下水処理場等における包括的な民間委託の先行事例を調	
	査し、その具体的メリット、実施上の留意点等について、平	
	成 20 年度中を目途に地方公共団体に周知し公表する。	

(注) 公共サービス改革基本方針は、その後、平成 19 年 12 月 24 日にも改定されていますが、下水道関連施設の維持管理業務に関する記載は、平成 19 年 10 月 26 日改定と同内容となっています。